

暴力団排除のキーワード

令和5年10月11日

弁護士法人栃のふたば法律事務所

弁護士 小坂 誉



はじめに

暴力団排除の対象は**暴力団**です。ただし、暴力的な活動を行うのは暴力団だけではありません。**共生者、半グレ、準暴力団**と呼ばれる者や**反社会的勢力**と呼ばれる者も暴排活動の対象です。暴力団は**民事介入暴力**を行うなど**資金獲得活動**を多様化・潜在化してきました。

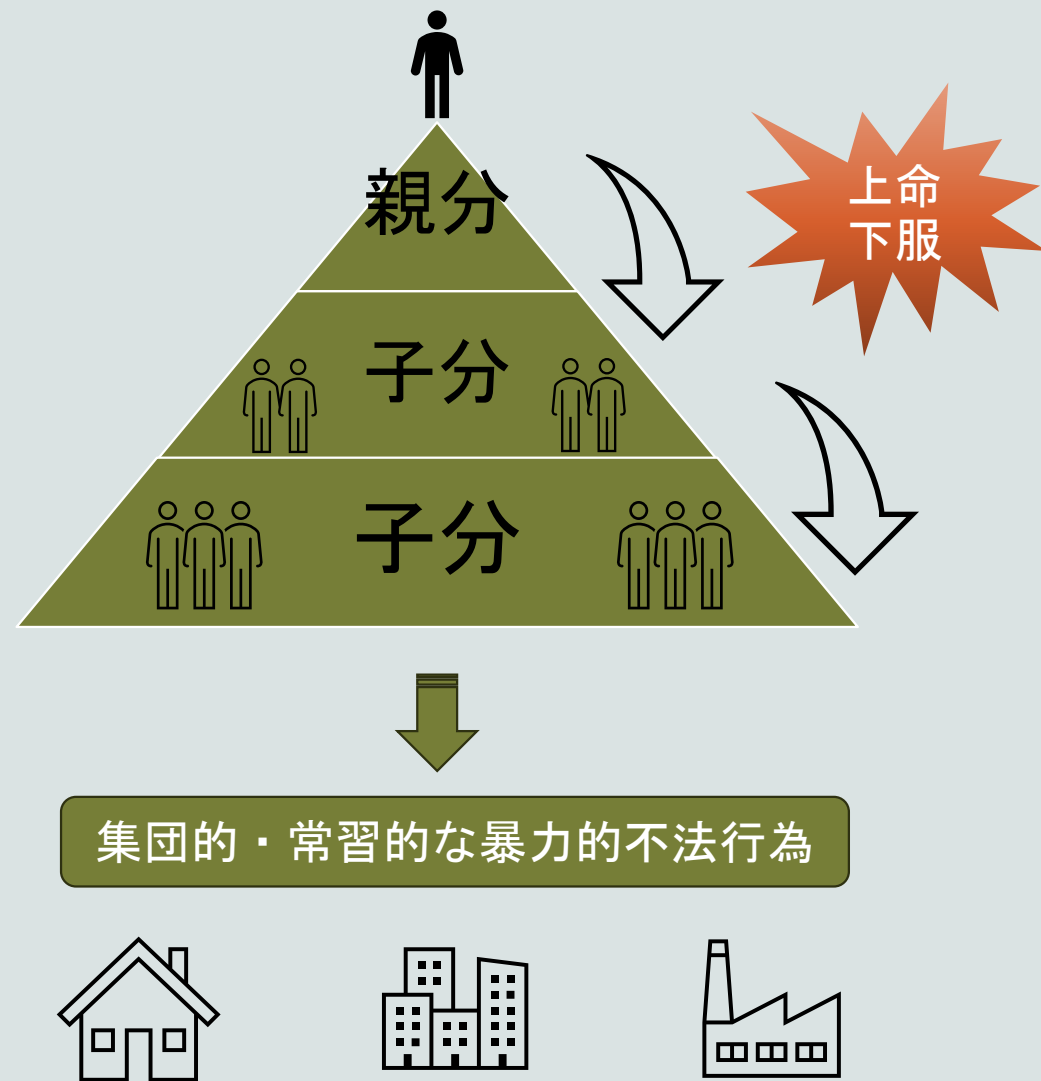
国は、社会の暴力団排除の風潮に呼応して、**暴力団対策法、政府指針、暴力団排除条例**等を定め、多大な効果を上げてきました。今では、私人間の契約に**暴力団排除条項**を定めるのが当たり前になりつつあります。

構成員の活動に対して**組長責任**を問うことは暴力団への経済的打撃となります。もし、近隣に組事務所ができてしまったら**適格団体訴訟**を検討しましょう。

暴力団の人的基板を弱体化させるために**離脱支援**も重要です。

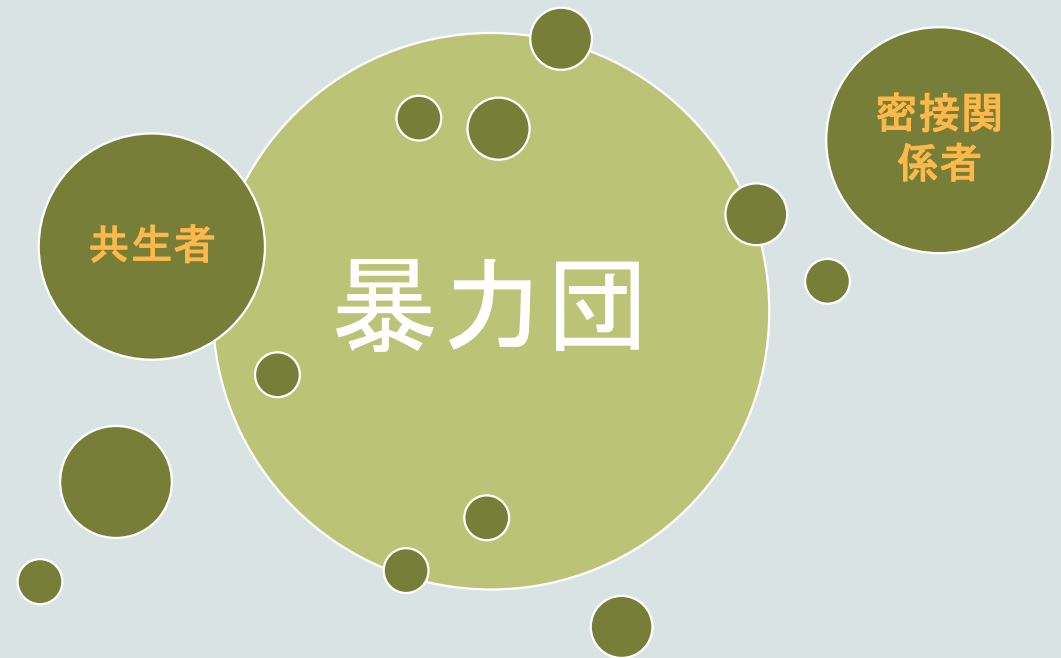
キーワード①「暴力団」

- ・ 暴力団とは、その団体の**構成員**が**集団的**または**常習的に暴力的不法行為**等を行うことを**助長**するおそれがある団体（暴対法2条2号）
- ・ 親分を頂点とした**ピラミッド型**の組・一家の**組織構造**を持ち、義理・人情を重んじる**任侠団体**を標ぼうし、親分の命令に子分が**絶対服従**する上命下服の関係を形作る。



キーワード② 「共生者」

- ・ 暴力団と共生する者（共生者）又は密接関係者と呼ばれる者たち
 - 暴力団が経営を支配する法人に属する者
 - 暴力団員を雇用している者
 - 暴力団を不当に利用している者
 - 暴力団の維持・運営に協力している者
 - 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者



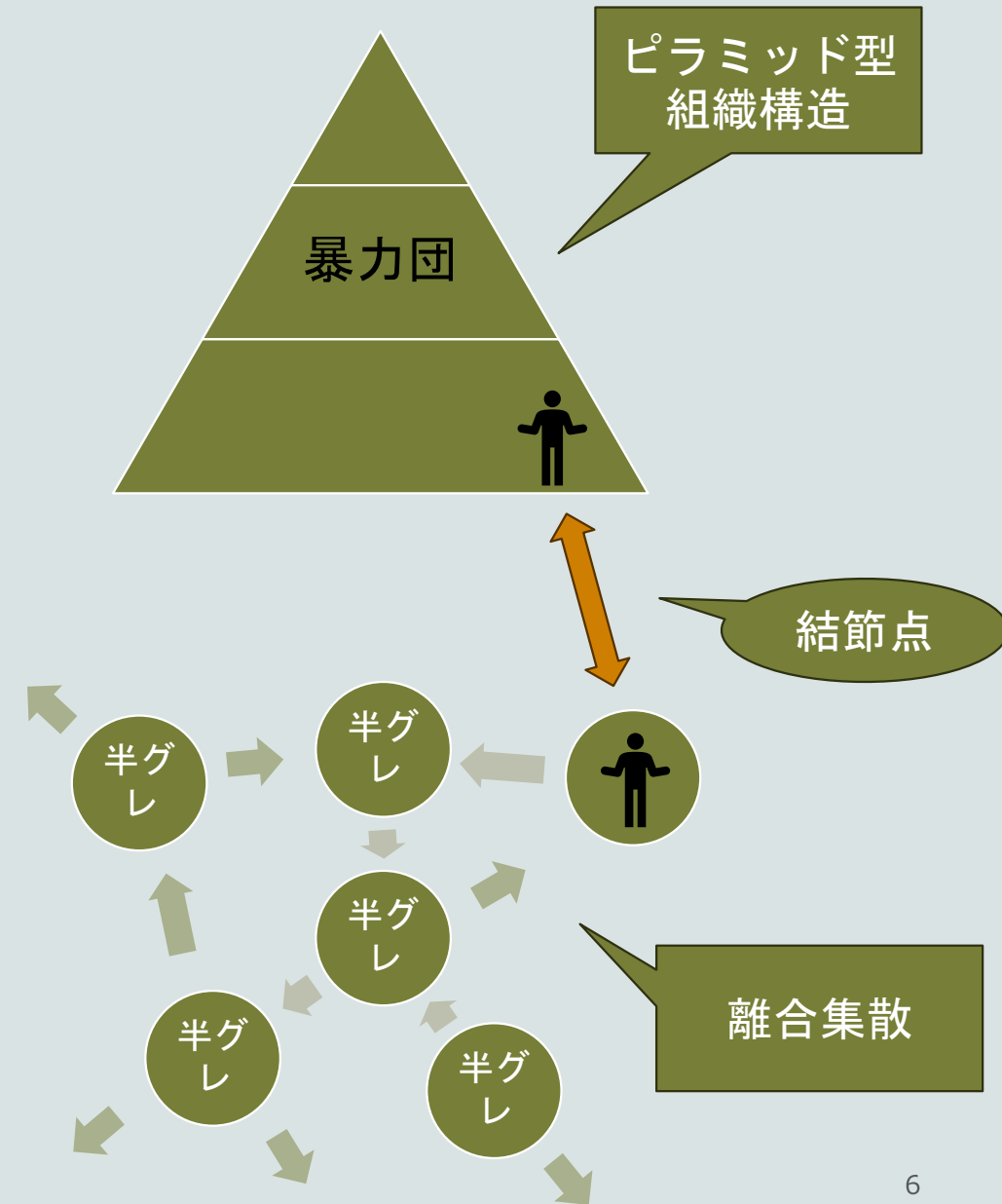
キーワード③ 「反社会的勢力」

- ・ 反社会的勢力とは、**暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人**をいう。
- ・ これに該当するかどうかは、対象者又はその対象者が属する組織の社会的属性（**属性要件**）と対象者本人の言動や要求等の行為の内容（**行為要件**）の双方から判断される。



キーワード④ 「半グレ・準暴力団」

- ・ 半グレとは、完全にグレた集団である暴力団との対比で、**半分グレた集団**という意味の造語である。**準暴力団**とも言われる。
- ・ 暴走族の元構成員、元暴力団員等が**特殊詐欺、給付金詐欺、組織窃盗**等に関与
- ・ 暴力団は**明確な組織構造**をもつが、半グレは犯罪ごとにメンバーが**離合集散**する。
- ・ 半グレ **≠** 悪質さが半分



キーワード⑤ 「民事介入暴力」

- ・ 暴力団等が**民事不介入の原則**を逆手にとって、当事者や代理人として**民事紛争**に介入し、**暴力団の威力**を背景に**不当に利益**を得ようとすることを民事介入暴力という。
- 交通事故示談交渉→**示談屋**
- 貸金の回収→**取立て屋**
- 手形取引→**パクリ屋・サルベージ屋**
- 不動産取引→**地上げ屋・占有屋**
- 会社の倒産整理→**整理屋**



キーワード⑥ 「資金獲得活動」

S30 覚醒剤取引、恐喝、みかじめ料請求、賭博、ノミ行為、売春

高度経済成長期

S50 企業対象暴力（総会屋、不当クレーム）

S40 民事介入暴力（示談交渉、貸金回収）

バブル期

S60 不動産取引（地上げ）

H4暴対法施行

バブル崩壊後

H初期：フロント企業・行政対象暴力

H19政府指針

H中期 特殊詐欺

H21～H23暴排条例の施行

潜在化・多様化



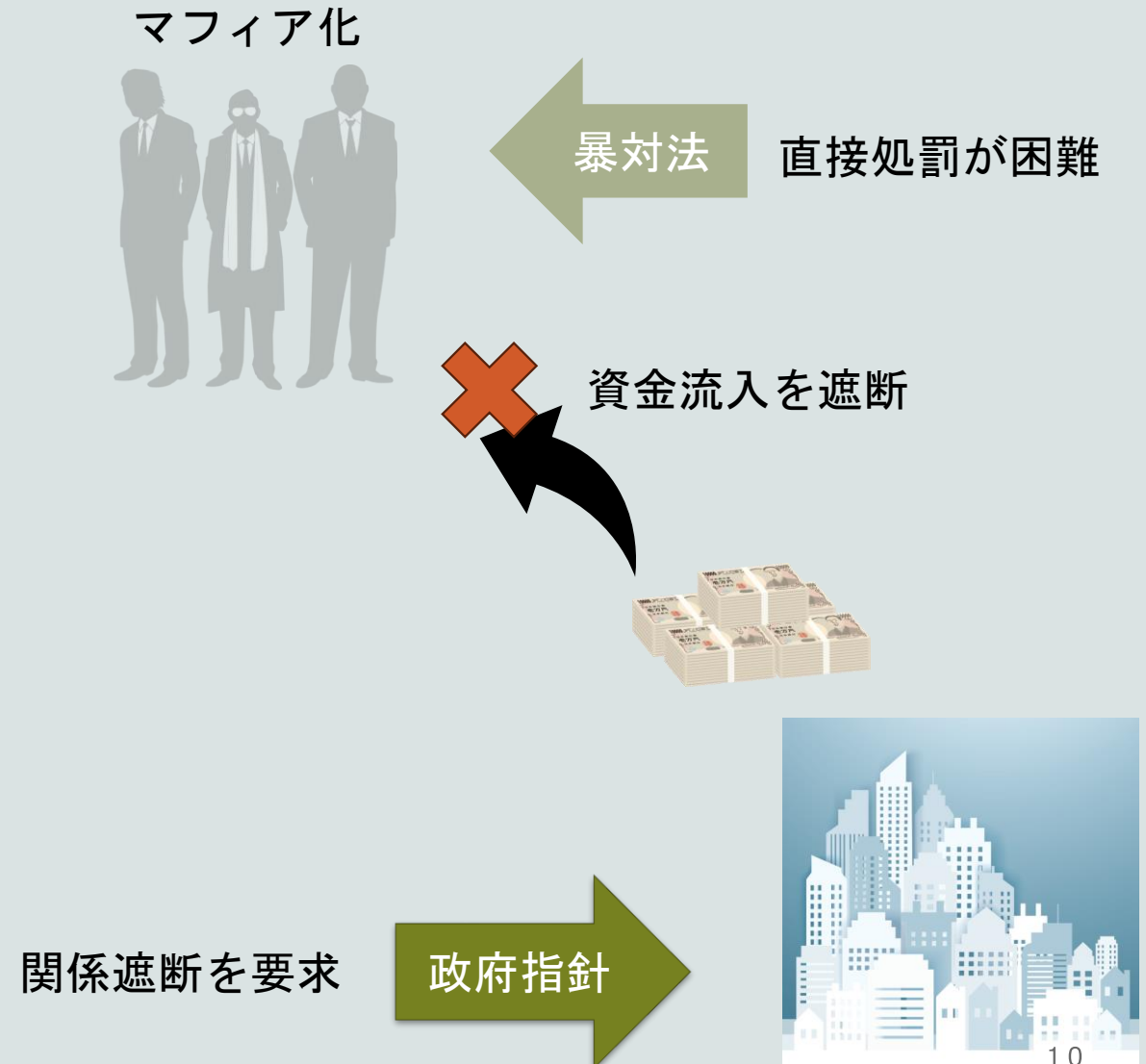
キーワード⑦ 「暴力団対策法（暴対法）」

- 民事介入暴力を防止するために、平成4年3月1日に**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（いわゆる暴対法）**が施行された。
- 民事不介入の原則**の下で介入できなかった民事紛争における**グレーゾーン**の行為に対し、公安委員会が**中止命令**を発することができる。命令違反には**刑罰**も規定。



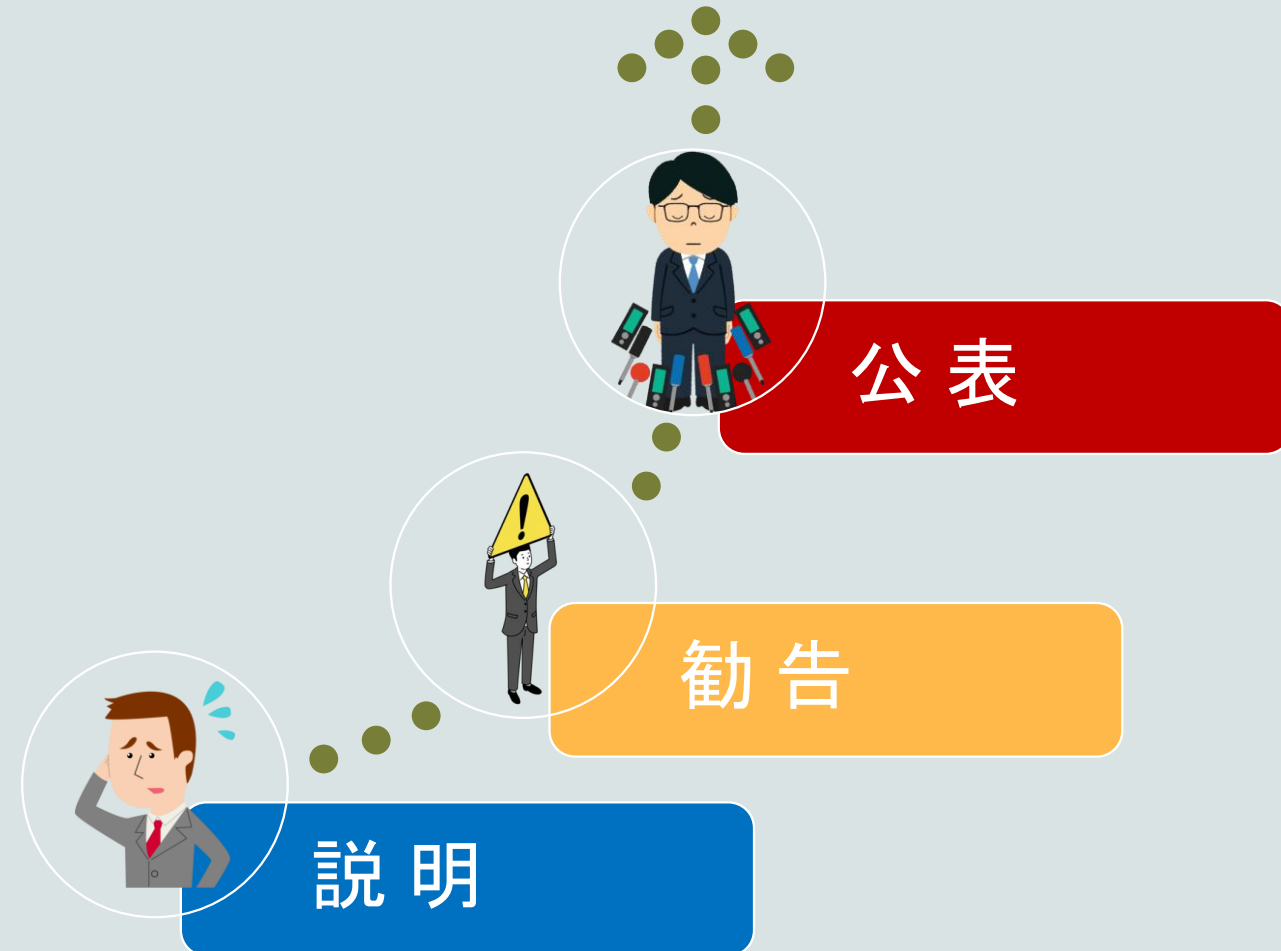
キーワード⑧ 「政府指針」

- ・ **暴対法回避のため暴力団のマフィア化**
 - 組織実態の隠蔽（秘密結社化）
 - 政治活動等を装った資金獲得（不透明化）
 - 経済活動を通じた資金獲得（巧妙化）
- ・ **企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針**（平成19年6月19日）は、**企業**に対し反社会的勢力との一切の**関係遮断**を求めた。



キーワード⑨ 「暴力団排除条例（暴排条例）」

- ・ 平成21年～平成23年にかけて**47都道府県**で暴力団排除条例が施行された。
- ・ **企業や市民**に対し規制を及ぼすことで**間接的**に暴力団の組織の衰退を図ろうとするもの（平成19年政府指針と同じ考え）
- ・ 不当要求を断りたくても断れなかった企業や市民に毅然として**断るためのツール**を提供した。



暴対法・政府指針・暴排条例の比較

暴対法

法律

暴力団

直接

政府指針

指針

企業

間接

暴排条例

条例

市民

間接

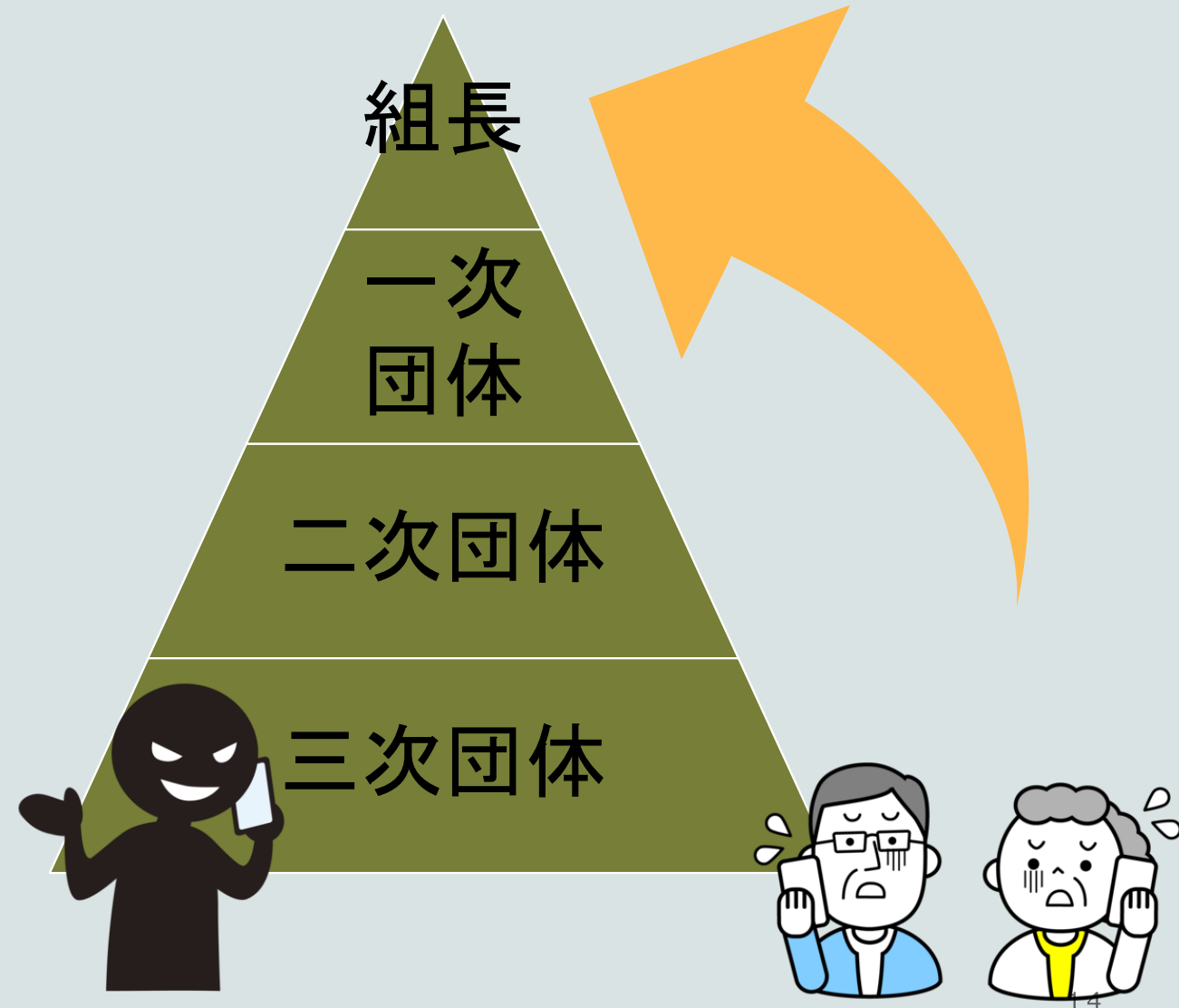
キーワード⑩ 「暴力団排除条項（暴排条項）」

- ・ 暴力団排除条項とは、契約書、規約、約款等に設けられる条項。特徴は以下。
 - 暴力団が取引相手となることを**拒絶**する
 - 暴力団と判明・不当要求後に**解除可能**
 - 解除者の**損害賠償責任の免除**
 - 暴力団が負う**損害賠償額の予定**（原状回復義務との相殺のため）



キーワード⑪ 「組長責任」

- ・ 暴力団活動（抗争・資金獲得）の**被害者を救済**し、暴力団に**経済的打撃**を与えるため、組長に対して**損害賠償請求**を行うことを組長責任の追及という。
- ・ 従前、民法の**使用者責任**（民法715条）を根拠に組長責任を追及
- ・ 現在、**暴対法の損害賠償責任**（暴対法31条、31条の2）が組長責任に特化

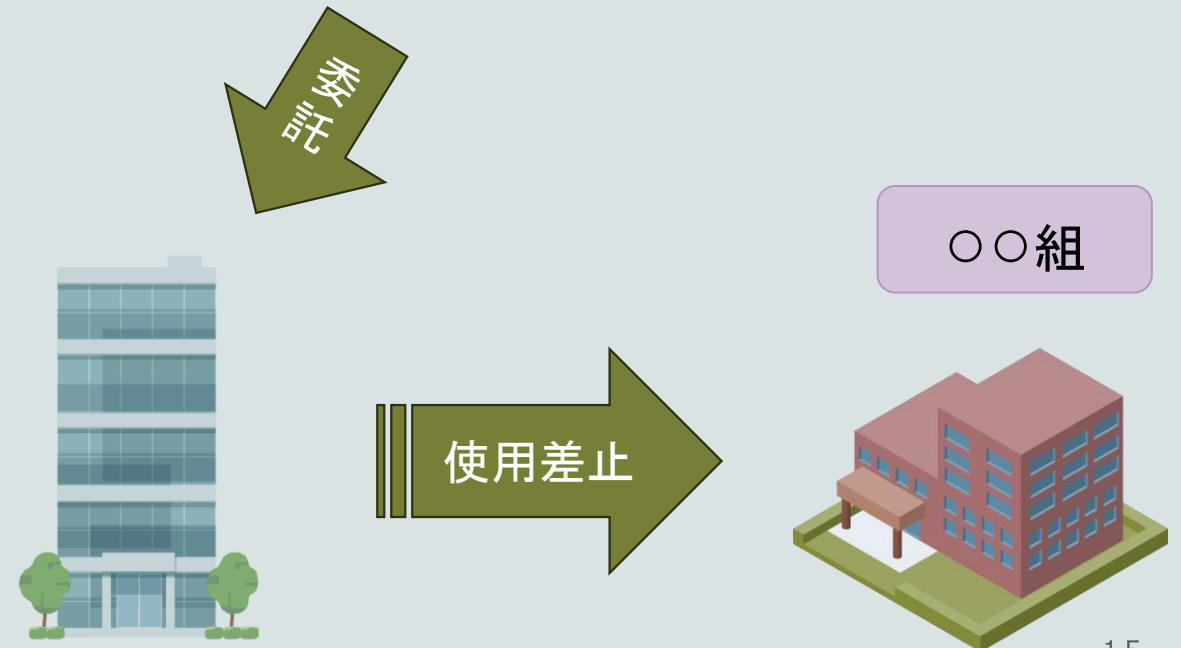


キーワード⑫ 「適格団体訴訟」

- 暴力団組事務所の付近住民が、暴力団組事務所の使用の差し止めを求める方法として**適格団体訴訟制度**がある（暴対法32条の4）。
- 国家公安委員会から指定を受けた団体（例：**栃木県暴力追放県民センター**）が組事務所としての使用差し止めを請求するので**住民が矢面に立つことがない**。

Local people

Try using this hand drawn style illustration for your contents.



キーワード⑬ 「離脱支援」

- ・ 暴力団対策の成果により暴力団構成員の数は激減している（平成25年は3万3000人、令和4年は1万1000人）
- ・ 暴力団からの離脱者を再び暴力団に戻さないことは、暴力団の**人的基板の打撃**につながる**究極の暴力団排除対策**
- ・ 離脱者が**社会の一員**として定着するように支援することが重要



暴力団の排除は、「社会から暴力をなくしたい」という一人一人の願いからはじまります。

ありがとうございました。

